

○矢祭町読書活動の推進に関する条例

(令和3年12月10日条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、町民の読書活動の推進のための基本理念を定めるとともに、町、家庭、学校等（こども園、小学校、中学校をいう。以下同じ。）及び地域が取組むべき読書活動等を明らかにすることにより、町民が図書にふれあう機会を増やし、町民一人一人の豊かな心を育み、人生をより深く生きる活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 町は、全国からの寄贈図書により設置された町の知的財産である「矢祭もったいない図書館」を拠点に次世代に誇れる郷土づくりを推進するため、子どもたちを始めとする町民が書物に親しみ、読書を通し、言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、問題解決を書物と相談する気風を育てる風土を醸成するとともに、全国からの善意に感謝し、その想いを子々孫々に伝えることにより、家庭と地域に読書の輪が広がる「読書の町矢祭」を全国に向けて発信する。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念に基づき「読書の町矢祭」を宣言するとともに、読書を基盤とした豊かな人づくり、町づくりの推進を図るものとする。

- 2 町は、前項の取組を推進するにあたっては、家庭、学校等及び地域との連携を図り、一体となって読書活動の推進に努めるものとする。
- 3 もったいない図書館及び町内各図書施設が地域における読書活動の拠点であることに鑑み、積極的な蔵書の充実を図るとともに、町民への情報提供や読書活動等を通じた町民の交流の機会の創出に努めるものとする。

(家庭における取組み)

第4条 家庭では、乳幼児期から読書に親しみ、本の読み聞かせや感想を話し合い、読書の楽しさを共有することにより、家庭のコミュニケーションを深め、親子で読書に親しむ時間を大切にするものとする。

(学校等における取組み)

第5条 学校等は、それぞれの特性並びに乳幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた読書活動の推進を計画するとともに、もったいない図書館と学校図書館の積極的な連携を図り、乳幼児、児童及び生徒の読書活動機会の充実に取り組むものとする。

- 2 乳幼児、児童及び生徒が、心の豊かさを実感し、夢を持ってたくましく成長できるように、読み聞かせや朝の読書のための時間を日常的に確保するものとする。

(地域における取組み)

第6条 地域においては、毎月第3日曜日を「矢祭読書の日」と定め、「矢祭もったいな
い文庫」を開館することにより、読書を通じた地域のつながりを深めるとともに、読
書の楽しさ、大切さ、心の豊かさを実感できる機会を提供するものとする。

2 民間団体及び事業者等は、町が実施する町民の読書活動の推進に関する施策及び読書
活動に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

第7条 町が実施する町民の読書活動の推進に関する施策及び目標並びに家庭、学校等及
び地域における読書活動に関する取組等については、子どもの読書活動の推進に関す
る法律(平成13年法律第154号)その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整
合性の確保を図るものとする。

(読書推進月間及び矢祭子ども読書の日)

第8条 読書活動に関する町民の関心及び理解を深めるとともに、町民が積極的に読書活
動に取り組む意欲を高めるため、毎年10月を町民の読書活動月間とする。

2 前項に加え、特に子どもの読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、子ど
もが積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年4月23日を「矢祭子ども読
書の日」とする。

(財政上の措置等)

第9条 町は、町民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置
その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。